

# 石岡市入札監視委員会

## 令和4年度第4回会議 議事概要

開催日時 及び場所	令和5年1月17日(火) 14:00～		
	石岡市役所 201会議室		
出席委員	委員長 井川 洋一 委員 井上 拓也 委員 小柳 武和 委員 箕輪 浩徳 委員 村田 一晃  (敬称略)		
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日		
審議案件総数	6件		
内 訳	一般競争	4件	建設工事1件、電気工事1件、業務委託2件
	指名競争	0件	
	随意契約	2件	業務委託2件
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	別紙のとおり		
委員会による 建議の内容	特になし		

(別紙)

案件1 一般競争入札（業務委託） 令和4年度 清掃業務委託（市役所本庁舎）	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	財務部管財課
契約日	令和4年4月1日
入札参加者数	5者
予定価格	20,603,000円（税抜き：18,730,000円）
最低制限価格	15,549,600円（税抜き：14,136,000円）
落札額	19,569,000円（税抜き：17,790,000円）
落札率	94.98%
意見・質問	回答
清掃作業は年間を通して行っているのか？どのようにチェックしているのか？	1日毎に清掃作業報告書を提出させ、内容の確認・決裁をしております。
チェックの際に何か指摘事項等があった場合は、その都度対応できるのか？	はい。

案件2 一般競争入札（業務委託） R4 石岡市公共下水道 全体計画見直し等業務委託	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	都市建設部下水道課
契約日	令和4年8月19日
入札参加者数	5者
予定価格	34,749,000円（税抜き：31,590,000円）
最低制限価格	26,171,210円（税抜き：23,792,009円）
落札額	26,252,001円（税抜き：23,865,456円）
落札率	75.55%
意見・質問	回答
非常に低い落札率だが、設計金額が高過ぎた等の理由があるのか？	令和4年度より最低制限価格の事前公表を行っており、その金額を狙って入札している方も居るという現状です。
業務の内容を発注者で細かくチェックして適切か否か確認したのか？	業務委託に係る最低制限価格の率については、国が定めていないため、建設工事において国が定める下限値の75%を参考として採用しております。最低制限価格付近で落札のあった案件については、品質の検証も含めて適正な率を検証して参ります。
この最低制限価格はいつ公表されているのか？最低価格を下回った入札がある理由は？	設計金額の75%を最低制限基本価格とし、その価格に入札当日のくじによるランダム係数を掛け合わせるため、75%で応札すると下回ることがあります。

案件3 一般競争入札（建設工事） R4市単公下 第1号工事	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	都市建設部下水道課
契約日	令和4年9月12日
入札者数	17者
予定価格	32,076,000円（税抜き：29,160,000円）
最低制限価格	28,875,000円（税抜き：26,250,000円）
落札額	28,886,000円（税抜き：26,260,000円）
落札率	90.05%
意見・質問	回答
入札結果によれば最低制限基準価格付近の14万円の中で17者が応札しているが、最低制限基準価格の最大値は容易に予測が立つものなのか？	最低制限基本価格に1.0000から1.0099の間でランダム係数を設定するため、どうしてもその間での応札が非常に多くなる傾向があります。
最低制限価格が公表されている中で1者の入札が下回っているのは何故か？	最低制限価格を事前に公表した価格のまま入札を執行した場合、その価格に複数の業者が応札し、結果としてくじ引きで業者を選定することとなるため、そのような形とならないような工夫をしております。
他の案件でも最低制限価格を下回る業者が見られる。理由が少し分かりづらかった。	ランダム係数の率について、令和3年度は0.9950から1.0049の間で設定しておりましたが、この係数では工事の品質を確保するために国が定める額を下回る可能性があったため、今年度からその金額の上1%の間で最低制限価格を設定しております。
その辺りを明確にして公平な入札が執行されるようにしてもらえばと思う。	答弁なし（意見のみ）
一般的な感覚として、ランダム係数の最高値の数万円～数十万円を減じた額で入	現状の最低制限価格の設定については、品質確保に最低限必要な金額に上限1%

<p>札をするというシステムの合理性が見い出せないのだが、何か問題意識はあるか？</p> <p>品質確保についてはその通りだが、競争性が確保されているかという部分が気になる。ランダム係数により予想される金額の分布範囲内において、業者の応札が綺麗に分かれているという状況は、何らかの申し合わせがあったとは考えられないか？</p>	<p>の範囲内で価格を決定しているので、ご心配されているような品質確保の問題はないと考えております。</p> <p>工事価格が安い場合は、どうしてもランダム係数による金額の分布が狭い範囲となり、結果として1万円刻みの入札となってしまう傾向があります。申し合わせというよりは業者なりの傾向と対策に自社で出来るという積算額を加味して応札しているものと考えております。その意味では、事務局としては談合や申し合わせは無いものと考えております。</p>
---	---

<p>案件4 一般競争入札（電気工事）</p> <p>R4・R5南小学校校舎長寿命化改良 電気設備工事</p>	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	教育委員会事務局教育総務課
契約日	令和4年9月15日
入札者数	1者
予定価格	194,700,000円（税抜き：177,000,000円）
最低制限価格	179,311,000円（税抜き：163,010,000円）
落札額	194,590,000円（税抜き：176,900,000円）
落札率	99.94%
意見・質問	回答
<p>1者しか応札せず、落札率も99.94%と非常に高い数字となっていることについてどう考えているか？</p> <p>この規模の工事で1者の応札という事例は多いのか？</p> <p>設計価格はどのように出したのか。</p> <p>規定の入札参加者は8者なのに想定では7者ということだが、問題は無いのか？</p> <p>石岡市内の業者はそんなに少ないのか？</p> <p>1者の入札で落札とする考え方は良く整理した方が良いのではと思う。</p>	<p>参加者は7者を見込んでおりましたが、これはJVの構成員となり得る市内業者が7者であったためです。代表構成員となる県内業者は18者想定していましたが、結果として1者の応札でした。</p> <p>電気工事につきましては競争者が少ない傾向があります。</p> <p>令和3年度に実施設計を発注しており、その中で設計しております。</p> <p>「概ね」8者という規定になっておりますので、7者は「概ね」の範囲内と考えております。</p> <p>該当するAランクの業者が12者、工事完成高を3,000万円以上と設定したため、該当する業者は7者でした。</p> <p>答弁なし（意見のみ）</p>

<p>案件5 随意契約（業務委託）</p> <p>令和4年度 石岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託</p>	
発注方法	随意契約
主管課	保健福祉部社会福祉課
契約日	令和4年4月1日
入札者数	1者
予定価格	6,314,539円（税抜き：5,740,490円）
落札額	6,303,737円（税抜き：5,730,670円）
落札率	99.82%
意見・質問	回答
<p>プロポーザルには1者しか応募していないようだが、過去も同じ状況か？</p> <p>令和3年度も今回と同じ事業者が落札者だったのか？</p> <p>資料によればこの事業者はまちかど情報センターの指定管理者になっている。おそらくこの選定に際しても1者しか応募がないものと思う。現実問題としてこのような状況があるとは理解しているが、これは他に候補が居ないからなのか、他に候補が居た上でこの状況なのか？</p> <p>実際問題としてこのような事業者以外に対応できる所が無いということも理解しているが、プロポーザルの実績として機能しないという問題がある。事業者との癒着と見られる可能性もある。</p> <p>プロポーザルでは過去に2者の応募があったとのことだが、他にも応募がある可能性はあったのか？</p>	<p>令和3年度には2者の応募がありましたが、それ以外は1者です。</p> <p>はい。</p> <p>令和3年度に応募があった2者以外にも問い合わせはありましたが、事業内容が生活困窮者の支援という側面があるため、適した事業者が少ないという事情もあります。</p> <p>答弁なし（意見のみ）</p> <p>問い合わせを含めれば3者の可能性はありました。実際の応募は2者でした。</p>

<p>応募業者を増やすことで業務の質も上がるので、その辺りの工夫をすると良い。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>
<p>自治体が発注する業務の収入と指定管理者の収入が主な収入源となっていて、それが途絶えると即解散というような公益法人がある。法人の持続可能性としては非常に不健全。事業に依存し過ぎるといふ法人の在り方は検討した方が良い。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>

<p>案件6 随意契約（業務委託）</p> <p>令和4年度 石岡地区一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（D地区）</p>	
発注方法	随意契約
主管課	生活環境生活環境課
契約日	令和4年4月1日
見積業者数	1者
予定価格	13,814,400円（税抜き：12,600,000円）
落札額	13,814,000円（税抜き：12,600,000円）
落札率	100%
意見・質問	回答
<p>D地区にAコースとBコースのごみ回収ルートがあるが、Aコースの「該当なし」とは清掃すべき廃棄物が存在しないという意味か？</p> <p>随意契約の理由として特定の業者が地域を熟知しているからとあるが、他の地区でも同様なのか地区によって随意契約以外の所もあるのか？</p> <p>石岡市内のごみ収集は全て随意契約ということだが、何者で実施しているのか？</p> <p>環境省の通知を基に随意契約を実施しているとの事だが、それは全国で同じなのか？</p>	<p>石岡市では燃やすごみを基準にAコースとBコースで回収日を分けています。Aコースが月・木、Bコースが火・金です。このD地区については片方だけで全ての収集が賄えるということです。</p> <p>石岡市のごみ収集業務は全て随意契約です。理由としては地域の収集を長年実施しているため集積所の場所を熟知しており円滑に収集出来るという理由の他、平成26年度に環境省から出された通知の中で、ごみの収集業務が専ら自由競争に委ねられる性質の事業ではなく適切に廃棄物を処理出来ることを重視した事業に位置付けられており、そうした理由から随意契約で業者の選定を行っております。</p> <p>令和4年度時点で石岡地区4者、八郷地区5者の計9者です。</p> <p>随意契約による自治体が多い状況ですが、石岡市がごみを排出している霞台厚生施設の管轄内においては茨城町が競争入札を採用している実績があります。ただ、全体の割合としては競争入札を採用</p>

環境省の通知の存在は知らなかったが、地方自治法の原則から考えると随意契約の理由として乏しいのではないか？今の時代はスマホでもナビでも集積所の場所は特定できるので、発注の仕方はいくらでも工夫できると考えるが？

これまでの質問と同じ趣旨になるが、「地域を熟知する業者」とは、「既存の業者だから」熟知しているという側面が大きい。全ての地域に一定の役務を提供しなければならないのは理解できるが、バランスが難しい所だと思う。突き詰めれば「既存の業者に任せれば適切に出来る」という極論に繋がるので、その点を良く検討してほしい。

している自治体は少ないものと考えています。

ご指摘の通りテクノロジーの進化により地域熟知の優位性も低下し、今後は価格競争とする合理性も出て来るとは思います。一方で当市の現状として長年同一の業者が実施してきたという実態があり、速やかに切り替えるということも難しい面があります。競争入札を採用することによる経済性も考慮し、競争入札を採用する先行自治体の事例を研究しながら、今後の収集事務を検討して参ります。

答弁なし（意見のみ）